



2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。今回は、行政より新たな情報が発信されましたのでご紹介します。

## 年収の壁対策として最大50万円（労働者1人あたり）助成できるキャリアアップ助成金が開始 ML 社労士法人ミナジン

2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円の助成が可能です。支給申請の事務手続も簡単になりました。

### ■「社会保険適用時処遇改善コース」の新設

#### （1）手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当)	<b>1年目20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上を増額</b>	<b>3年目10万円</b>

#### （2）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

### ■キャリアアップ計画書の事前提出について

※2024（令和6）年1月31日までに取組を開始する場合

**キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください！**

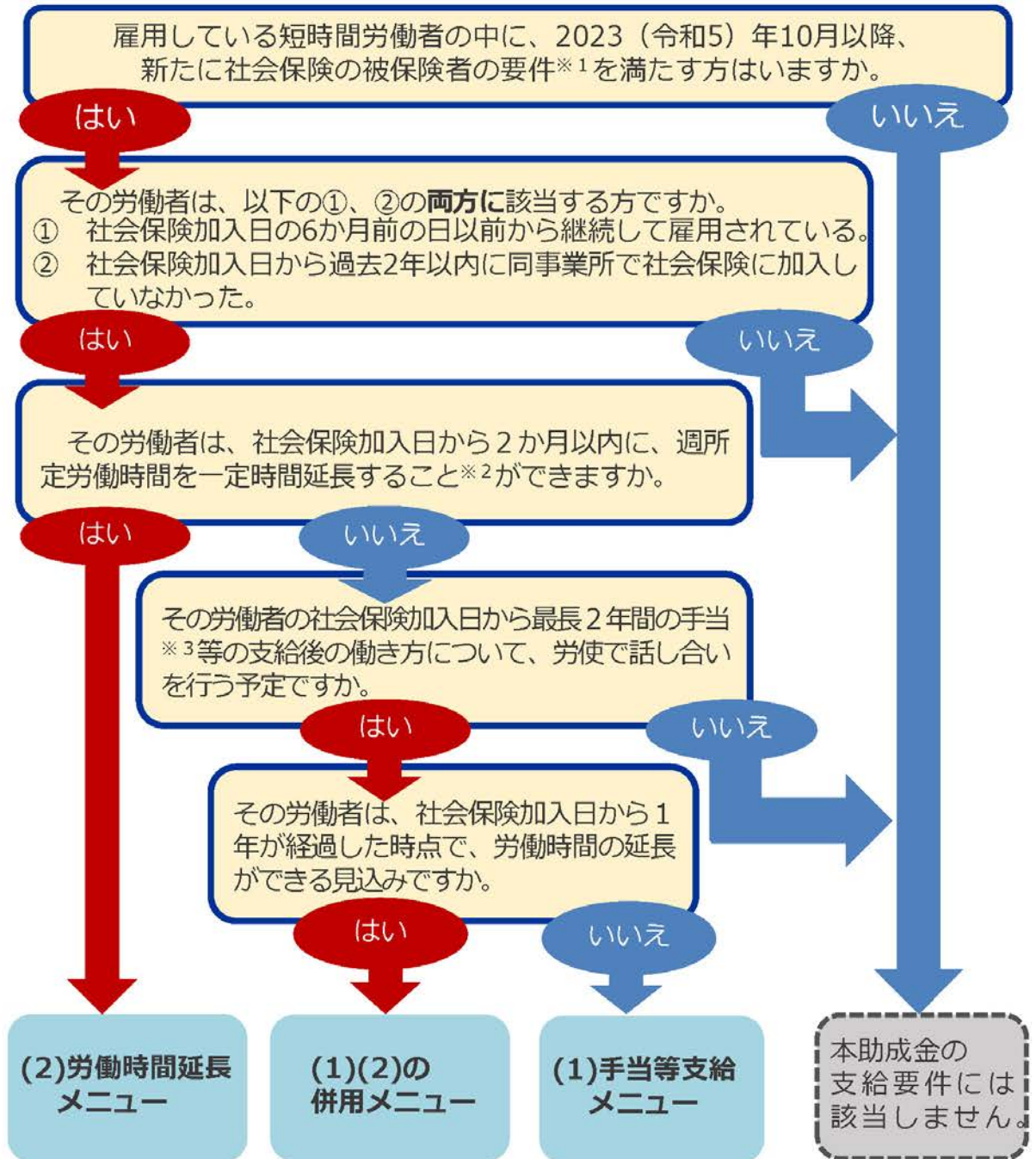
（※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合）

※本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。

※2024（令和6）年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

[キャリアアップ計画書について詳しくはこちら](#)

## ■対象となる労働者チェック



1. 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。
2. 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
3. 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

[引用] [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[TEL] 050-5490-1329 [Mail] [info@sr-minagine.jp](mailto:info@sr-minagine.jp) [Web] <https://sr-minagine.jp/>